

# 福生市教育委員会会議録

平成24年第2回定例会

- 1 開催年月日 平成24年2月17日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時51分
- 4 場 所 第2棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 長谷川 貞 夫  
委員長職務代理者 平野 裕 子  
委 員 加藤 美 子  
委 員 渡辺 浩 行  
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 田 村 博 敏  
参 事 佐 伯 英 徳  
庶 務 課 長 高 木 裕  
学 校 給 食 課 長 山 崎 勇  
生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦  
スポーツ振興課長 鳥 越 裕 之  
公 民 館 長 高 橋 清 樹  
図 書 館 長 島 弘  
主 幹 浅 野 正 道  
教育センター主幹 笹 本 幸 三  
指 導 主 事 並 木 茂 男  
指 導 主 事 田 村 亜 紀 子
- 8 傍 聴 人 1名

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 3号 平成 23 年度福生市教育委員会表彰者の決定について
- 日程第 4 議案第 4号 福生市教育推進プラン（平成 24 年度～26 年度）について
- 日程第 5 議案第 5号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 6号 福生市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 7号 福生市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 8号 福生市図書館協議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 9 議案第 9号 平成 23 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 10 議案第 10号 平成 24 年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 11 議案第 11号 委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理による決定の承認について
- 日程第 12 議案第 12号 東京都公立学校教育管理者（校長）の人事異動の内申について
- 日程第 13 議案第 13号 東京都公立学校教育管理者（副校長）の人事異動の内申について
- 日程第 14 議案第 14号 福生市特別支援教育推進計画第二次計画の策定について
- 日程第 15 議案第 15号 福生市理科支援員配置要綱の制定について
- 日程第 16 議案第 16号 「福生市埋蔵文化財包蔵地一九号遺跡出土銭」の市登録有形文化財登録に伴う諮問について
- 日程第 17 議案第 17号 福生市スポーツ推進計画の策定について
- 日程第 18 請願第 1号 請願書の受理について（憲法第 19 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第 20 条 2 項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書）
- 日程第 19 議案第 18号 請願の採否について
- 日程第 20 協議事項 1 平成 24 年度福生市教育委員会の基本的な考え方について

- 日程第 21 協議事項 2 平成 24 年度の公立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数の基準について
- 日程第 22 報告第 6 号 平成 24 年度福生市立小・中学校教育活動発表会について
- 日程第 23 報告第 7 号 平成 24 年度使用福生市公立小・中学校道徳副読本選定結果報告について
- 日程第 24 報告第 8 号 給食等の放射性物質の検査結果について
- 日程第 25 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただ今から平成24年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず日程についてお諮りいたします。

日程第12、議案第12号と日程第13、議案第13号につきましては人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第25、その他報告事項の後に審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号と議案第13号は公開しない会議とし、日程第25、その他報告事項の後に審議することといたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

それでは、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 寒い日が続いているところでございますが、定例会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。

では、前回の定例会以降の状況につきまして御報告をさせていただきます。まず、取り急ぎの案件といたしましては、学校給食等の放射性物質検査につきましてですが、これは後程、担当から御説明申し上げるところでございますが、この検査のことにつきましては既にお話を申し上げていたところでございますが、2月1日に調理された学校給食並びに中学校ランチルームのメニューにつきまして、1食当たりの調理並びに牛乳につきましての放射線量の測定を委託業者により行ったところでございますが、2月4日にその結果報告がきたのですが、心配する状況ではなかったということでした。

続きまして、小学校のスクールカウンセラーの配置でございますが、改めて東京都から通知がございまして、中学校には3校すべてに東京都費によりますスクールカウンセラーが配置されておりますが、小学校についてはまだ未配置校も多いわけでございます。その中で福生市につきましては、平成24年度は現在の3校から1校増やし、これも都費によるスクールカウンセラーを配置する連絡が入ったところでございます。これによりまして

次年度4月からは全7校での都費による配置となります。この結果、市費分は軽減をされていく状況でございます。

続きまして、第四小学校におきましては研究奨励校の研究発表を行ったところでございます。平成22・23年度の市の研究奨励校としての指定を受けまして研究活動を行ってきたところで、この2年間の研究成果として発表がされたということでございます。確かな日本語が話せる指導に力を入れていってほしいと思うところでございます。

第一小学校の道徳授業地区公開講座が2月4日に行われております。今年度、最後の道徳授業地区公開講座でございます。改正教育基本法におきましても、人格の形成への大黒柱とすることがうたわれておりまして、そのために人格の基盤としての道徳性の育成が掲げられ、学校教育におきましては、すべての教育活動の中で道徳教育の充実を目指すこととされておきまして、新しい学習指導要領におきましても、その要としての道徳の時間の充実が指摘されているところでございます。教育委員会事務局といたしましても、福生市の学校教育におきます状況、環境等を考えますと、今後も道徳教育の重要性は変わらないと同時に、授業並びに道徳授業の公開の取組についても、より内容の充実をさせていく指導をしていくことは重要であろうと考えているところでございます。

それから、福生市の小・中学校教員によります教育研究会が、2月15日に行われました。昨年度に続きまして、小・中学校の連携を進める観点から、研究テーマを「確かな学力～小・中のつながりを視点として～」として研究を進めております。この日の発表につきましては、小学校が3部会、中学校が2部会の計5部会から発表が行われました。その発表から感じますことは、小・中学校の連携、つながりを意識をして研究を進めてきたということでございます。福生市教育委員会として意図する方向に向かいつつあるものと感じました。

そのほか学校教育関係につきましては幾つかの行事が執り行われることになっておりますが、今後の予定といたしましては、卒業式は中学校で3月16日に、小学校は3月23日に執り行うことになっております。当日、教育委員の皆様には教育委員会としての告辞をお願いすることになりますが、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、3月20日に中学生によります第3回の中学生東京駅伝が、調布市の味の素スタジオで開催される予定になっております。福生市は、既に中学校3校から選抜選手によります結団式等も行いまして、チームでの練

習を始めております。また、試走も行ったと聞くところまでございまして、活躍を期待しておるところです。なお、競技につきましては、午前10時が女子、午後1時が男子の競技開始時間と聞いております。

それから、社会教育関係では、早くも平成24年度の青少年海外派遣事業の派遣生募集を始めているところでもあります。

それから、市の動向といたしましては、平成24年度の予算が確定をいたしておりまして、市長部局から意見徴取がされておりますので、後程、御審議を願うところでございます。

それから、幾つかの会議でございしますが、教育委員会連合会の研修会が2月9日にございました。各教育委員にはお寒い中、御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

続きまして、青少年問題協議会でございしますが、2月14日に開催をされまして、改めて協議会委員としての委嘱がされたところでございます。そして、協議会の副会長には長谷川教育委員長が、そしてもう一方、竹島芳子民生児童委員代表が選任をされたところでございます。

なお、当日は平成24年度福生市青少年健全育成事業計画についての審議を行ってございまして、これにつきましてはお手元にもお届けをしておりますので、御覧いただければと思います。

それから、昨日、教育長会の定例会が開催されております。特に議案中、御報告を申し上げることはございませんでしたが、東京都からは小学校2年生の35人学級につきまして、改めてその方向で予算を計上していくという報告があったところでございます。

それから、市議会の第1回定例会が2月28日から3月27日の予定で開会をされる予定でございます。この第1回の定例市議会は、いつものように市長の施政方針演説、並びに福生市教育委員会の基本的考え方が述べられるわけでございます。当日はまた長谷川委員長に御足労いただき、お願い申し上げるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

委員長 報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

平野委員 先程、教育長から2月15日の市教育研究会報告会のお話がありました。私も小・中学校の先生方が9年間の義務教育を一つの流れとして、小学校、中学校の連携部分がとても大切なのだということを念頭に置いて、指導法等をよく研究してくださったように感じました。会場は、今年は市民会館

小ホールでしたので、スクリーンも大きく、実際の授業や子ども達の様子、またその指導法でどう変わったのかがよくわかり、それぞれの部会で研究なされたことが、ほかの学校の先生方にもその指導法や内容が共有できてよかったのではないかと感じました。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第3号、平成23年度福生市教育委員会表彰者の決定についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第3、議案第3号、平成23年度福生市教育委員会表彰者の決定について御説明をさせていただきます。

本議案の提案理由でございますが、平成23年度福生市教育委員会表彰の表彰者を決定する必要があるため、本案を提出するものでございます。1月の定例会で平成23年度の表彰者の御決定をいただいたところでございますが、本案はその表彰者の追加でございます。被表彰者は、都立第五商業高等学校1年の山下真夏さんで、表彰の理由は、平成23年12月20日にJR牛浜駅でホームから線路に落ちた男性を、救急車が到着する前に適切な応急処置を行い、福生消防署から感謝状が授与されたことによるものでございます。これによりまして被表彰候補者の推薦受付け件数は、個人が15名、団体が3団体、計18件となります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

前回決めたときに、この方も対象者ではないかという御意見をいただいたので追加でございます。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第4号、福生市教育推進プラン（平成24年度～26年度）についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第4、議案第4号、福生市教育推進プラン（平成24年度～26年度）  
（案）につきまして、提案理由並びに内容説明をさせていただきます。

この福生市教育推進プラン（案）につきましては、協議会で何回かの協議を経て、このたび最終案として取りまとめましたので、御決定いただくよう提案するものでございます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。

この福生市教育推進プランにつきましては、福生市教育振興基本計画に基づき、短期的に取り組む推進事業の事業概要と年度別計画を掲載しておりますが、毎年度その見直しを行うものでございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。ここでは推進プランの基本的な考え方を記載してございます。（3）番に推進プランの位置づけの図がございいますが、長期計画である教育振興基本計画に対しまして、推進プランを単年度計画として位置づけ、推進事業の実施、取組状況の作成、点検及び評価、そして事業の改善へと一連のサイクルで実施をいたします。

次の2ページ、3ページには、推進事業の体系と内容について掲載をしております。4つの視点とそれぞれの視点における推進事業の内容は、教育振興基本計画で示しました4つの基本方針ごとに掲載をさせていただきます。また、4ページから36ページまでが基本方針ごとの推進事業計画の一覧表となります。新規事業につきましては、事業名のところに「新」と、またレベルアップ事業につきましては、「レ」と記載してございます。

最後に、37ページに福生市教育委員会の教育目標、38ページに教育目標を達成するための基本方針を掲載してございます。

なお、前回の教育委員会協議会以降、5カ所程修正をさせていただきましたので説明をさせていただきます。

まず、5ページでございます。スクールカウンセラーの配置の箇所、事業計画概要欄の小学校数が「3校」から「4校」に修正してございます。

10ページをお願いいたします。理数教育推進事業の事業計画概要欄で、以前は「中学校全学年」の文言の前に、「小学校5年、6年及び」の文言が入ってございましたが、これを削除させていただきました。

次に、14ページでございますが、中学校体育用武道用具整備事業の事業計画概要欄でございますが、上から3行目及び4行目に「剣道」の文言を入れさせていただきました。



続きまして、17ページでございますが、学校支援地域組織事業で年度別計画の平成25・26年度の事業費を「333万4,000円」から「405万4,000円」に訂正をさせていただきました。

もう一点、22ページをお願いいたします。これは施策の成果を測る指標の欄でございますが、以前は一番上に「便所改良事業」がございましたが、これを「小学校校庭整備事業」に変更させていただきました。

説明は以上でございます。御審議をいただきまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

他に質疑はございませんか。大変な作業を行っていただき、ありがとうございました。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第5号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第5、議案第5号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、平成24年2月9日付、福総総発第176号によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

内容につきましては新旧対照表にあります教育に関する部分について説明をさせていただきます。

まず、第1条第2項で、現行でございますが、「報酬の月額が定められている特別職の職員が、月の途中で就職した場合には、当該就職した日の属する月から、退職、失職又は死亡した場合には、当該退職、失職又は死亡した日の属する月までの報酬を支給する」とございますが、改正案では、「報酬の月額が定められている特別職の職員が、月の途中でその職に就いたとき又はその職を離れたときは、その当月分の報酬を日割計算により支

給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分の報酬を支給する」に変えようとするものでございます。月の途中で職を退いた場合、または職についた場合は1カ月分の報酬がそれぞれ支払われていたものでございますが、これをそれぞれ日割り計算で支給しようとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、質疑を終ります。  
お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第6号、福生市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 日程第6、議案第6号、福生市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

内容ですが、組織改正に伴い、福生市スポーツ推進審議会の庶務を処理する課の名称を改めたいので本条例を改正するものでございます。

改正の内容は、スポーツ推進審議会の庶務を規定しております第7条中「教育委員会事務局スポーツ振興課」を「教育委員会事務局スポーツ推進課」に改めるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、質疑を終ります。  
お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第7号、福生市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 日程第7、議案第7号、福生市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

なお、教育委員会への提案理由は、先程の議案第5号、6号と同様でございますので、省略させていただきます。

内容ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正、第30条の改正に伴いまして、福生市公民館運営審議会委員の委嘱の基準を改めたく、本条例を改正するものでございます。また、この委嘱の基準を条例で定めるに当たりまして、文部科学省令で新たに規定されました参酌すべき基準を準用しまして、委嘱基準を定めるものといたします。

新旧対照表を御覧ください。現行の第17条第3項中の「法第30条に規定するもの」を「次に掲げる者」に改めまして、その第3項に次の各号を加えます。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者6人以内。学校教育の関係者は、教員及び教員経験者の中から1名。社会教育の関係者は、公民館3館に利用団体として組織されている利用者連絡会及び利用者交流会の中から推薦された者並びに市内の文化団体から推薦された社会教育の関係者5名で、合計6名以内とします。

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者1人以内は、福祉団体または保育施設、または子育ての活動を行う関係者からの推薦とします。

(3) 学識経験者1人以内は、社会教育の学識を有する方の選出とします。

(4) 公募による市民2人以内は、幅広い市民意見を求めるため、選考に必要な要領を定めて市民公募委員2名以内の選出とします。

附則の1でございますが、施行期日、この条例は平成24年4月1日からとします。

附則の2、経過措置としまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福生市公民館条例の規定により委嘱されている福生市公民館

運営審議会の委員、現在の委員は、その任期が終了するまでの間は、この条例による改正後の福生市公民館条例の規定により委嘱されている福生市公民館運営審議会の委員とみなします。

なお、現在の委員の任期は、平成25年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。御審議の上、原案のとおり御同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私から質問しますが、例えば新旧対照表の第17条第3項(1)を見ると、先程の公民館長から説明のあった「教員及び教員経験者の中から1名」については書かれていませんが、この条例以外にも選出の制限があるのですか。

公 民 館 長 また別に選出基準を作成いたします。

委 員 長 今後ということですね。

公 民 館 長 はい。

委 員 長 とりあえず、現在はこの条例の文言どおりでお認めいただくということですね。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第8号、福生市図書館協議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図 書 館 長 日程第8、議案第8号、福生市図書館協議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

なお、教育委員会の提案理由は、議案第5号、6号、7号と同様でございますので、省略させていただきます。

内容ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、図書館法第15条の改正に伴いまして、福生市図書館協議会委員の委嘱の基準を改めたく、本条例

の改正をするものでございます。また、この委嘱の基準を条例で定めるに当たりまして、文部科学省令で新たに規定されました参酌すべき基準を準用いたしまして、この基準を定めようとするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。現行の第3条2項、委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から教育委員会が任命するというようになっていたものを（1）学校教育及び社会教育の関係者3人以内、（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者3人以内、（3）学識経験者2人以内、（4）公募による市民2人以内に改正しようとするものでございます。

附則の1でございますが、施行期日、この条例は、平成24年4月1日からといたします。

附則の2、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福生市図書館協議会条例の規定により委嘱されております現在の委員は、その任期が終了するまでの間、改正後の福生市図書館協議会条例の規定により委嘱されている福生市図書館協議会委員とみなします。

なお、現在の委員の任期は、平成24年10月31日までとなっております。

御審議の上、原案のとおり御同意いただきますよう、よろしく御願いたします。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら御願いたします。

平野 委員 新たに公募による市民の方が図書館協議会委員に入りますけれども、選出の基準をお考えですか。

図書館 長 公民館と同様でございますが、また別に選出基準をつくるようにいたします。

委員 長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第9、議案第9号、平成23年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第9、議案第9号、平成23年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容説明を申し上げます。

なお、教育委員会の提案理由は、議案第5号、6号、7号、8号と同様でございますので、省略させていただきます。

内容ですが、補正予算について説明をさせていただきます。35ページをお願いいたします。第1条を御覧ください。ここにありますように歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ5,304万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ220億1,087万7,000円と定めようとするものでございます。

それでは、歳入の説明でございますが、40ページをお願いいたします。第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目教育使用料でございます。右側に説明欄がございますが、説明欄1の市営野球場使用料125万円の減、説明欄2の市営プール使用料87万円の減、説明欄3の市営テニスコート使用料279万1,000円の減、説明欄4の市営競技場使用料35万4,000円の減、説明欄5の校庭照明使用料42万5,000円の減は、昨年3月11日に発生しました東日本大震災及び原子力発電所の事故に伴う計画停電、節電等の対応としまして、施設を臨時に閉館、閉場したり、開場時間を早めたり、さらに照明等の使用も控えたこと等による措置に対しての使用料の減額でございます。また、説明欄6の体育館使用料40万9,000円の増額は、近隣各市で閉館が行われていた中で、本市の体育館においては早目に開館できたことで、他市の利用者も含め利用者が増えたこと等による増額となっております。

続きまして、41ページ、14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目教育費国庫補助金の説明欄3の第二小学校校庭改良事業補助金330万円の減、説明欄4の第四小学校便所改良事業補助金192万8,000円の減は、2件とも文部科学省による公立学校施設環境改善交付金でございますが、これは2件とも東日本大震災の関係で文部科学省より危険性及び緊急性の高い学校施設の耐震化事業等を優先するという方針が出されまして、結果的に補助対象にならなかったことによる減額でございます。説明欄5の第一中学校特別支援学級教室改良事業補助金161万8,000円の減は、こちらは当初予算に対しまして、設計内容を若干縮小したことによりまして事業費が減となりました。それに伴いまして文部科学省の補助金が減額となったことによるものでございます。

次に、41ページ、中段でございますが、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目まちづくり寄附金がございます。説明欄3の教育寄附金6万円の増額は、市内の篤行者の方から教育の充実に関する事業に充ててほしいとのことで6万円の寄附をいただいたところでございます。

続きまして、歳出の説明でございます。42ページをお願いいたします。第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費の説明欄3、職員人件費562万9,000円の減額でございますが、これにつきましてはマイナスの給与改定、あるいは人事異動などによるものでございます。このほかに人件費に関する減額補正が何件か出てございますが、同様の理由でございます。

43ページでございますが、第2項小学校費の第4目学校整備費の説明欄5、小学校給水施設改良事業費63万円の減額は、これは契約差金が生じたことによるものでございます。

44ページをお願いいたします。第3項の中学校費、第4目学校整備費の説明欄1、第一中学校特別支援学級教室改良事業費の266万円の減額は、先ほど歳入でも説明いたしましたが、事業費の縮小、また契約差金の減額によるものでございます。

説明欄2の第一中学校便所改良事業費111万1,000円の減額は、これは契約差金による減額でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。第6項保健体育費、第3目体育施設費の説明欄1、市営プール運営費は、光熱水費が257万9,000円の減でございますが、これは歳入でも説明いたしましたが、計画停電、節電に伴い臨時の閉場等があったことによります電気、水道料金の減額でございます。

13節の管理業務委託料138万7,000円の減額は、これは契約差金でございます。

その下の説明欄3の施設改良及び管理費は、屋外体育施設に係る費用でございます。11節の光熱水費57万5,000円の減、及び管理業務委託は、シルバー人材センターに委託している費用でございますが、6万円の減額でございます。これもやはり臨時の閉場等により生じた減額でございます。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして御同意いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようですので、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第10、議案第10号、平成24年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育次長より内容説明をお願いいたします。

教育次長 日程第10、議案第10号、平成24年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

なお、提案理由につきましては、議案第5号から10号まで同様でございますので、省略をさせていただきます。

予算書につきましては非常に量がございますので、こちらで資料を作成いたしました。その資料によりまして概要を説明させていただきたいと存じます。

まず、1の予算規模でございます。初めに、一般会計でございますが、一般会計につきましては、平成24年度220億7,700万円、前年度と比較いたしまして4億3,300万円の増、率で2.0%の増でございます。このうち教育費につきましては24億1,719万6,000円で、一般会計全体に占める割合は10.9%でございます。また、前年度との比較では1億9,693万5,000円、率で8.9%の増でございます。なお、教育費を学校教育関係と社会教育関係とに分けますと、ここがございますように学校教育関係が12億4,603万1,000円。教育費の中での構成比でございますが、51.5%。社会教育関係でございますが、11億7,116万5,000円、構成比は48.5%でございます。

次に、2の増減理由でございます。一般会計全体から申し上げますと、ここがございますように子ども手当の制度改正に伴う減はございますが、大規模事業の牛浜駅自由通路整備事業、第三市営住宅エレベーター設置事業、わかぎり会館改良事業を実施することなどによりまして4億3,300万円の増となっております。

また、教育費につきましては、職員人件費の減、また今年度、実施をいたしました第二小学校校庭改良事業や第一中学校特別支援学級教室改良事業の減はありますが、わかぎり会館改良事業、第三中学校通級指導学級設



置事業、中央図書館外壁等改良事業などの事業を実施することなどによりまして1億9,693万5,000円の増となっております。

なお、職員人件費の減につきましては、今年度実施をいたしました0.24%のマイナス給与改定、職員退職手当負担金の負担率の改定、あるいは人事異動に伴うものでございます。

恐れ入ります、104ページをお願いいたします。こちらは歳入のうち教育関係の主たるものを記載させていただきました。まず、表のつくりでございますが、予算科目、次が主管課でございますが、この主管課につきましては、右側の説明欄に記載いたしました使用料や補助金を主管する課を記載してございます。

次に、予算額につきましては、上段が24年度の予算額、その下の数字が前年度対比の額、またその下が増減率でございます。その右側が説明欄、一番右でございますが、本資料の64ページから101ページにございます予算書の該当ページを記載してございます。

それでは、順に御説明をさせていただきます。まず、No. 1の4目教育使用料につきましては、予算額4,284万2,000円、前年度比180万3,000円、4.4%の増でございます。説明欄を御覧いただきますと、主なものとして公民館使用料が記載してございます。

なお、括弧内の数字につきましては、前年度との比較額でございます。この中で下でございます体育館使用料が大きく増となっておりますので、このことによりまして予算額が増となっております。この体育館使用料の分につきましては、平成24年度より中央体育館におきましてトレーニング室に指導員を配置し、トレーニング室の利用の拡大を図ろうとするものによるものでございます。

次に、No. 2の6目教育費国庫補助金につきましては1,230万9,000円で、971万5,000円の減でございます。こちらにつきましては要保護準要保護児童生徒所要費補助金と教育施設等騒音防止対策事業補助金は、大きな増減はございませんが、今年度実施をいたしました第二小学校校庭改良事業、第四小学校便所改良事業及び第一中学校特別支援学級教室改良事業に対する補助金の減によるものでございます。

次に、No. 3の7目特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金と言われております防衛省からの交付金でございます。この交付金につきましては、御承知のとおり市町村自体が任意に整備しようとする施設や、またその割合、補助率の割合を決定することができます。また、今年度か

らはハード事業だけではなくてソフト事業への充当、あるいは一旦、基金に積み込みまして、次年度以降の事業に充当することも可能となったところでございます。予算額は3億5,000万円でございますが、このうち教育関係では、第三中学校通級指導学級設置事業とわかぎり会館改良事業に充当をいたします。

次に、No. 4の1目総務費都補助金、3節の市町村総合交付金でございますが、こちらは東京都からの補助金でございます。交付目的でございますが、多摩地域の市町村の自主性、自立性の向上を促進し、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で交付されるものでございますが、予算額は9億4,000万円で、教育関係では、各小・中学校教科用消耗品等購入費、中央図書館外壁等改良事業、また中学校昼食対策事業ほか9事業に充当をいたそうとするものでございます。

次に、No. 5の7目教育費都補助金でございますが、予算額は4,645万円、前年度比1,401万5,000円、率で43.2%の増でございます。増の理由といたしますと、説明欄にございます補助金の増によるものでございます。

まず、学校と家庭の連携推進事業補助金と一番下にございます学校支援地域組織事業費補助金につきましては、昨年の6月及び12月に補正予算を組ませていただきましたが、昨年の当初予算の段階では予算を計上してございませんので、当初対比では皆増となっております。

また、公立学校水飲栓直結給水モデル事業補助金、これにつきましては817万6,000円の増となっておりますが、これは今年度は第七小学校で水飲栓直結給水化事業を行っており、来年度につきましては第一小学校と第五小学校の2校で実施予定のため増となっております。

同じく公立学校運動場芝生化事業補助金につきましては、今年度は第二小学校で運動場芝生化事業を実施しておりますが、来年度につきましては第一小学校と第三小学校の2校で実施予定のため増となっております。

最後に、No. 6の5目教育費委託金につきましては、21万5,000円の増となっておりますが、その理由といたしますと、コアサイエンスティーチャー活用事業委託金が減となっておりますが、人権尊重教育推進校事業委託金につきましても昨年の6月に補正を組ませていただきましたが、当初予算対比では皆増となっております。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。こちらは歳出の主要事業の一覧でございます。教育関係の主な事業を新規、レベルアップ、縮小事業に分けて107ページまでに記載をさせていただきましたが、こちらにつ

きましては、これまでも何度か庶務課長から説明を申し上げており、また事業概要もつけさせていただきましたので、大変恐縮でございますが、幾つかの事業の説明のみとさせていただきます。

まず、No. 3の理数教育推進事業につきましては、後程の日程第15、議案第15号、福生市理科支援員配置要綱の制定で御審議いただきますが、中学校の全学年に理科支援員を配置しようとするものでございます。

No. 10の福生野球場管理棟等改良事業につきましては、平成25年に東京国体の成年女子ソフトボール会場にもなることから、福生野球場の管理棟、駐輪場などにつきまして改良工事を行うものでございます。

No. 19のわかざり会館改良事業でございますが、会館の老朽化への対応といたしまして、内外装の改修やエレベーターの設置、太陽光発電設備の導入などを予定しておりますのでございます。

以上、大変雑駁でございますが、教育費の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。わかりやすい資料をありがとうございます。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第11、議案第11号、委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理による決定の承認についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第11号、委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理による決定の承認について、提案理由並びに内容について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、平成24年度の教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員、この中には都費負担教職員は除いてございます。また、課長補佐以下職員の任免その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるというものでございます。

内容説明でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、事務局職員についての任免に当たっては、基本としましては教育委員会の権限で行い、その同意をもって行うこととなっております。管理職につきましては、一つ一つ市長からの同意案件として教育委員会に提案がなされているところでございますが、本来は課長補佐以下職員につきましても同様に提案がなされなければいけないこととなります。しかし、その都度、臨時の教育委員会にお諮りしなければならない事態が生じまして、人事異動が大変難しい作業となります。このような意味から課長補佐以下の職員の人事異動に関しましては、教育長が臨時代理として市長部局との調整等々を行いまして、結果について御報告をさせていただくということをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして御決定いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいいたします。  
ないようですので、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第14号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画の策定についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいいたします。

主幹 日程第14、議案第14号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画について御説明をいたします。

本市では平成21年度から3年間、福生市特別支援教育推進計画に取り組んでまいりました。今年度はその3年目に当たり、3年間の取組の成果と課題について明らかにするとともに、今後の特別支援教育にかかわる具体的施策を整理、徹底するため、昨年10月より特別支援教育推進計画第二次計画策定委員会において検討を重ねてきたところです。そして、2月10日の第6回策定委員会において最終確認をいたしました結果、本日、福生市特別支援教育推進計画第二次計画を案としてお示しをいたしました。お手元にお配りいたしました概要版を御参照願います。この計画は3つの章で構成されております。

第1章の基本計画の基本的な考え方では、本計画を策定することにより、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の能力や可能性を最大限に尊重し、社会的自立を図り、地域の一員として生きていく力を培えるように特別支援教育の一層の充実を図ることとし、計画の実施期間を平成24年度から26年度までの3カ年としております。

第2章では、本計画の内容といたしまして、適切な就学、特別支援学級及び通常の学級における特別支援教育の推進、特別支援教育推進体制、そのほか福生市日本語学級等のそれぞれにつきまして、これまでの取組を整理し、今後のあり方等について明確に示しております。

なお、概要版の下、福生市特別支援教育の充実の表には、これまでの特別支援教育の全体的な流れとともに、今後の予定についてもお示しをいたしました。

第3章は、本計画の策定委員会設置要領や特別支援学級への入級の流れ等に関する資料編となっております。今後3年間、本計画の内容は、本市の各学校で特別支援教育を進める際のいわゆる手引となります。従いまして、本市の特別支援教育の体制や施設整備は、本計画を中心に進められることとなります。今後の予定につきましては、本計画策定に向けた日程の一覧がございますので、そちらにて御確認ください。本日の定例会で御決定いただいた後、校長会や副校長会にもお示した上で、3月15日の総務文教委員会及び3月27日の全員協議会において、完成いたしました冊子を配布し説明をいたします。そして、4月には冊子を本市小・中学校の全教職員に配布し、各学校において日常的に活用していただくとともに、本市の特別支援教育に係る会議や連絡会、研修会等でも繰り返し活用するなどして、特別支援教育の一層の充実と発展を目指してまいります。

以上、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、質疑を終ります。  
お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第15号、福生市理科支援員配置要綱の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第15、議案第15号、福生市理科支援員配置要綱の制定につきまして、その提案理由及び概要について説明をいたします。

提案理由でございますが、中学校におきます理科教育の充実を図るために設置する理科支援員に関し必要な事項を定めたいので、本要綱を制定する必要がございます。

内容でございますが、要綱の第1条は、本要綱の趣旨でありまして、福生市立中学校におきます理科教育の充実を図るために配置する理科支援員に関し必要な事項を定めるとし、第2条で、その配置につきまして、中学校の校長からの支援員の配置申請に基づき、教育委員会が配置するものとしております。

第3条では、その職務を示してありまして、校長の指揮監督及び関係教職員の指導助言のもと、関係教職員と中学校の場合、理科の担当の教員になりますが、その教員と連携し、理科の授業におきます観察、実験等の支援業務全般を行うことを規定しております。

第4条では、支援員の要件といたしまして、教員免許を有する者、取得を目指す者のほか、理科教育に興味、関心の高い者で、第3条に掲げました職務を熱意を持って遂行できるものとしたしました。

第5条から第8条までが配置までの業務に係る規定を定め、第9条で勤務時間、第10条では謝礼、第11条で服務、第12条で職の解除、第13条で災害の補償、第14条では、勤務実績に係る報告について定め、最後、第15条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものと規定いたしました。

附則といたしましては、この要綱は平成24年4月1日から施行するものとしております。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

適切な人材がいるかということと、もう一つは、職の解除の条文については、法的に問題ないかの確認をしておいたほうが良いと思います。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第16号、「福生市埋蔵文化財包蔵地一九号遺跡出土銭」の市登録有形文化財登録に伴う諮問についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 日程第16、議案第16号、「福生市埋蔵文化財包蔵地一九号遺跡出土銭」の市登録有形文化財登録に伴う諮問について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして、「福生市埋蔵文化財包蔵地一九号遺跡出土銭」を福生市文化財登録台帳に登録することを、別紙のとおり福生市文化財保護審議会に諮問したいので、本案を提案するものでございます。

内容でございますが、本資料につきましては、平成7年3月、福生市埋蔵文化財包蔵地第一九号遺跡、これは熊川の内出家の庭園において造成工事中、地下1メートル程の土の中から発見された北宋等中国のものを中心とする5,090枚の大量の古銭でございます。埋蔵者や由来は一切不明ですが、中世に埋蔵されたものであろうと推察され、中世の資料に乏しい福生市においては、今後、同時代の状況を明らかにするための資料として貴重なものであると考えられます。1枚1枚空気を遮断して錆が進まないよう保管されております。また、現在サレジオ工業専門学校の山舘先生に同古銭の組成について化学分析調査を依頼中でありまして、最終的な考察は来月に提出される予定ですが、完璧な分析からも中世に埋蔵された古銭である可能性が高まるのではないかと考えられているところでございます。そこで福生市埋蔵文化財包蔵地第一九号遺跡出土埋蔵銭を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会に御審議を賜りたいと考えております。御審議を賜り御決定いただきたく申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

内出家の庭から出てきたので、所有者は内出氏ですか。

生涯学習推進課長 福生へ寄贈されましたので、現在の所有者は福生市になります。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 次に、日程第17、議案第17号、福生市スポーツ推進計画の策定についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 日程第17、議案第17号、福生市スポーツ推進計画の策定について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

提案理由でございますが、福生市スポーツ推進審議会の会の答申に基づいて、福生市スポーツ推進計画を策定したいので、本案を提出するものでございます。

2月16日に開催されました審議会において、審議会から答申がございました。2月1日から2月15日までパブリックコメントを実施し、50代男性から1件の御意見がございました。意見の概要でございますが、遊歩道の整備についての具体的な提案でございます。対応の欄に御提案の内容に関しましては、スポーツ推進計画の42ページに記載がございます。なお、具体的な内容につきましては、事業を実施する際の参考といたしたいとする対応をとりたいと考えております。

次に、スポーツ推進計画の内容で、恐れ入りますが修正がございます。本日お配りしましたスポーツ推進計画の40ページにあります表題の施策Ⅲ-4、「フィジカルサポートの充実」を「スポーツメディカルサポートの推進」に御訂正願います。また、この修正に伴いまして目次等の関係箇所等の修正もございますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。これは昨日の審議会において最後のまとめの段階で出されたものでございまして、資料の修正が間に合いませんでした。大変申し訳ございません。

次に、具体的な計画の内容でございますが、これまで御審議をいただいた内容を反映させたものとなっておりますことから、詳細の説明は割愛をさせていただきます。先程、説明しました修正も含めまして、御審議賜りまして、御決定いただけますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第17号は原案中、先程の修正をすることで決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第17号は原案中、先程の修正をすることで可決することといたします。

次に、日程第18、請願第1号、請願書の受理について、憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書を議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 請願第1号、請願書の受理について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、宗教学法人本門立正宗より憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」、憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書が提出されました。この取り扱いでございますが、この請願書は、平成23年12月26日に福岡県の宗教学法人本門立正宗、代表役員、中川晃荘氏より郵送されたものでございます。請願につきましては、福生市教育委員会会議規則に請願の提出及び処理についての規定がございまして、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所、氏名が記載され、かつ押印がされていることが必要でございますが、本請願におきましては、規則に定める要件を備えておりますので、受理についてお諮りをするものでございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。請願第1号は受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって請願第1号は受理することにいたします。

次に、日程第19、議案第18号、請願の採否についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第19、議案第18号、請願書の採否について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、宗教学法人本門立正宗より提出された請願について、採否を決定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

本請願につきましては、既に教育委員会協議会におきまして御協議をいただきまして、資料のとおりまとめさせていただきましたので、内容の説明をさせていただきます。

請願書の件名でございますが、先程の請願第1号と同様でございますので省略いたします。なお、この本請願は不採択とするということでございます。理由につきましては、小学校においては、学校教育法第34条及びその準用規定により文部科学省検定済教科書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないこととなっている。この教科書検定については、教科書の記述が客観的で公正なものとなり、かつ適切な教育的配慮がなされたものとなるよう、文部科学省が教科用図書検定基準に基づいて、教科用図書検定調査審議会の審議を経て行っているものである。そのため、「宗教的中立違反が明白な教科書内容の変更と撤廃の請願」にあるような宗教的中立違反は検定段階で排除されているものと判断される。また、教科書内容の変更は市教育委員会の裁量外の問題である。

また、福生市立小・中学校で現在使用されている教科書及び平成24年度から使用される教科書は教科用図書検定基準に基づく文部科学大臣の検定を経たものであり、採択権者である福生市教育委員会が法令等に基づき適正かつ公正に採択したものである。このため従来 of 教科書と新年度採用される教科書について、改めて不採択されることを請願とする教科書採択の見直しは行わない。

「宗教的模倣学習について、これら教材の即時全廃不採用請願」は、国公立学校における宗教の具体的取扱いについては、「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取り扱いについて」（昭和24年文部事務次官通達）により、教育の中立性を確保するよう定められており、本市各小中学校においてもこの規定及び学習指導要領に基づき教育活動を行っているため、児童生徒の基本的人権を侵害しているとは言えない。

上記により、本市の小中学校の教育において、児童生徒の宗教上及び思想上の基本的人権を侵害する行為はなされておらず、「教育機関内の児童生徒の基本的人権が学校外社会の思想宗教的人権に回復されるべき請願」に言う、教育機関内の児童生徒の基本的人権が侵害されているという認識はない。

説明は以上でございます。御審議をいただきまして御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 請願にある、その教科書を読ませていただいたのですけれども、内容にしても、アメリカの公民権運動についてを知り、人権の大切さを考えるという内容のものです。目を通した限り宗教的な色合いは、私には感じられませんでした。特にここでいうキング牧師の有名な演説の「アイ・ハブ・ア・ドリーム」の所ですけれども、子ども達に人権の大切さをわかりやすく取り上げており、教科書会社を選定するに当たったとき、宗教的中立的な立場で配慮されていると感じました。

また、公立学校ですから、いろいろな宗教をお持ちの御家庭もあり、また、いろいろな家庭環境のお子さんもいらっしゃいます。ですから、それらのことが原因で子ども達が学校生活で精神的な苦痛をもし味わうことがあるということであれば、早く先生方がそれを見つけてあげることが肝心かと思います。そのためには先生と子ども達の信頼関係を深めることは大事だと思うのですけれども、教育委員会でも教育相談で手厚くケアをしていますので、それとうまく機能して子ども達が学校生活を楽しく過ごせるようにしていかなければならないと感じました。

渡辺委員 私も、全くもって事務局が御用意された案のとおりだと思います。

加藤委員 私も、この事務局の案は的確かと思います。

委員長 お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり不採択といたします。

次に、日程第20、協議事項1、平成24年度福生市教育委員会の基本的な考え方についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第20、協議事項1、平成24年度福生市教育委員会の基本的な考え方につきまして説明をさせていただきます。

この福生市教育委員会の基本的考え方につきましては、平成24年度の福生市教育委員会の基本的考え方を定める必要があるため、その内容につきまして御協議いただきたく提案するものでございます。

内容につきましては、2月28日に開催されます第1回福生市定例会初日の冒頭で、市長の施政方針に続きまして、長谷川教育委員長より御発言をいただくものでございます。

その方針について簡単に説明をさせていただきます。まず、3月11日に発生しました東日本大震災への犠牲者に哀悼の意を表するとともに、学校教育における防災教育の必要性を求めてございます。

また、教育委員会の教育目標と教育目標を達成するための基本方針を説明しまして、目標実現のために取り組む事業を着実に実施していくことを述べてございます。

続きまして、最近の学校を取り巻く大きな変化につきまして2点述べさせていただきます。1つは、中学校におきます学習指導要領の完全実施と少人数学級の推進における24年度の対応を説明してございます。

2つは、本市教育委員会が取り組みます平成24年度主な施策と実施事業を推進プランに沿って説明をしてございます。

中段でございますが、まず子ども達の生きる力の育成の観点からは、福生市における教育の課題を登校問題、児童・生徒の健全育成問題、そして基礎学力の定着問題としてとらえまして、不登校等への取組では、福生市学校サポートチームによる児童・生徒、保護者への支援、また教育相談機能の充実と教育センターの周知について説明をしてございます。

学力の定着としては、新学習指導要領の確実な実施を図るとともに、新規事業でございます理数系教育推進事業を立ち上げまして、理科支援員の配置を行い、理数教育の充実を図ることを説明してございます。

また、特別支援教育では、先程、御決定をいただきました特別支援教育推進計画第二次計画に基づきまして、特別な支援を必要とする児童・生徒の能力や可能性を引き伸ばす教育を進め、平成24年度には特別支援教育体制を進めるために、第三中学校で新たに通級指導学級を開設する準備を行い、平成25年度当初に開設することを説明してございます。さらに、特別支援教育を進める、特別教育支援センター（仮称）の構想の準備を進めることも説明してございます。

また、基本方針2の「信頼される学校づくりの推進」や基本方針4の「地域の教育力の向上」の観点からは、市民との協働で学校運営を進めるうえで重要な事業である学校支援地域組織をさらに推進し、全校で開設をめざすとともに、コミュニティスクール化を見据えながら各支援組織を総括的に連携させる学校支援地域本部の設置を図っていくこと、また、「教育環境の整備・充実」の観点からは、小学校において校庭改良に合わせ、一部芝生化を進めていくことを説明しております。

基本方針3の「生涯学習社会の推進」の観点からは、平成23年度で、「福生市スポーツ推進計画」を策定し、市民が豊かなスポーツライフを送ることができる生涯スポーツの実現を説明しております。

施設整備面では、老朽化が進む社会教育施設のうち、当面、緊急を要するところから対応を進め、平成24年度には、わかぎり会館で空調設備及びバリアフリー化の改修を行い、中央図書館では外壁等改良工事を行い、安全面の確保や利便性の向上を図っていくことを説明しております。

結びとして、教育振興基本計画を具体的に説明する計画としての教育推進プランにおける事業の見直しと外部評価者による点検評価を行っており、教育行政に責任をもって取り組むことへの決意を込める言葉で締めくくる、という構成内容とさせていただきました。

なお、前回の協議会でのご意見等を踏まえまして、若干、修正させていただきました。説明は以上でございます。御協議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
他に質疑はございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。協議事項1は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項1は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第21、協議事項2、平成24年度の公立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数の基準についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第21、協議事項2、平成24年度の公立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数の基準についてでございます。

提案理由でございますが、少人数学級によりますきめ細やかな指導をするため、平成24年度の公立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数の基準を定める必要があるため、協議をお願いするものでございます。その基準でございますが、平成24年度の福生市立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数は、35人といたします。

附則といたしまして、この基準は、平成24年4月1日から適用するものといたします。この35人学級の導入の経緯につきましては、平成23年4月

22日、小学校第一学年の学級編制の基準を現行の40人から35人に引き下げることに伴う関連法案等の成立に伴いまして、平成23年5月20日の平成23年第5回福生市教育委員会定例会におきまして、平成23年度の福生市立小学校第一学年の学級の児童数の基準を35人といたすことを御決定いただきました。この平成24年度についてでございますが、平成23年12月文部科学省が2012年の予算の概算要求に盛り込みました小学校第二学年の35人学級につきまして、法改正による制度化は見送られ、各都道府県の申請に基づき配置する加配教員を活用することで対応することになりました。したがって、小学校第二学年の35人学級の導入に伴います加配措置につきましては学級担任のみでありまして、学級増に伴う専科教諭の配置はございません。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。協議事項2は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項2は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第22、報告第6号、平成24年度福生市立小・中学校教育活動発表会についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、日程第22、報告第6号、平成24年度福生市立小・中学校教育活動発表会につきまして御説明申し上げます。

平成23年第11回教育委員会定例会におきまして、教育委員の皆様から御指導いただき、改めて内容等を検討いたしました結果、平成24年6月30日の午後2時より福生市民会館小ホールで、福生市立小・中学校教育活動発表会を開催することといたします。開会に際しまして、市長並びに教育委員長にごあいさつをいただいた後、福生市教育委員会の施策の発表を20分程度行います。次に、その施策に基づく小・中学校の教育活動について、福生第二小学校と福生第二中学校にそれぞれ25分程度、発表していただく予定です。両校につきましては、小・中学校校長会でお話し合いの結果、決定をいただいたところです。

続いて、両校の発表について、参加者代表の方との意見交換を25分程度行います。この参加者代表は、福生市公立小中学校PTA連合会会長及び学校評議員や学校支援地域組織コーディネーター等の中からお願いをする予定です。

また、閉会に際しましては、教育長に謝辞をいただき、午後3時50分を終了の目途としたいと存じます。

次に、教育委員の皆様から御提案をいただきました会場での各学校の発表についてでございます。これにつきましては、資料を御覧いただきたいと思っております。これは福生第二小学校の学校要覧ですが、このように各学校が学校要覧の中で特色ある教育活動を示したページをカラーコピーで拡大し、会場に展示して各学校の教育活動について広く市民の方々にお知らせをしたいと考えております。あわせて学校要覧自体も、希望する方にはお配りをする予定です。今後3月定例校長会で周知した後、発表していただく両校と連絡を取り合いながら発表の内容方法等について検討するとともに、福生市公立小中学校PTA連合会や保育団体連絡会、幼稚園や保育園等にも参加と協力をいただき、開催当日に向けて計画的に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようでしたら、質疑を終ります。  
初の試みなので大変ですが、よろしくをお願いをするということによろしいですね。

お諮りいたします。報告第6号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第23、報告第7号、平成24年度使用福生市公立小・中学校道徳副読本選定結果報告についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第23、報告第7号、平成24年度使用福生市公立小・中学校道徳副読本選定結果の報告についてでございます。

平成24年度使用の教科用図書の採択替えに伴いまして、道徳の副読本を選定する必要が生じたため、道徳副読本選定委員会を開催し、選定委員に

よる協議を行ってまいりました。このたび平成24年度から使用いたします本市公立中学校道徳副読本の選定結果がまとまりましたので報告申し上げます。

まず、選定委員の選定でございますが、福生第三中学校、小出宏校長を選定委員長とし、各中学校から選出されました選定委員3名を加えた4名で、9つの出版社から発行されました11種類の副読本につきまして、平成23年12月21日から調査、研究を行い、平成24年2月10日、小出選定委員長から教育長へ中学校道徳副読本選定の調査、研究結果についての報告書が提出されました。

そこに評価基準、各社の出版社に対する評価、内容・構成・分量、そして表現・表記、そして地域性への配慮等々につきまして、A、B、Cの評価を記載してございます。選定に当たりまして重視された点につきましては、福生市の子ども達の心の教育向上に資するかどうかという点でございます。具体的には、内容・構成・分量及び表現・表記が適切かどうか、本市の中学生が使用するに当たり、ふさわしい内容かどうか、地域性や人権上の配慮が十分になされているかについて検討いたしましたところ、日本標準出版の「みんなで生き方を考える道徳」が、本市の中学校にとって最適な副読本であると決定をいたしました。

選定理由でございますが、この「みんなで生き方を考える道徳」につきましては、文章量が適切で読みやすく、生徒が興味、関心を持つ資料が数多く含まれている点、バラエティーに富んだ内容、文体、ワークシートで構成されており、挿絵や写真がきれいで親しみやすく、インデックスに社会性、進路等と記入されテーマをつかみやすい点が挙げられております。今後につきましては、選定されました副読本を有効に活用し、道徳教育の充実を図るよう各学校を支援してまいりたいと存じます。

以上、説明でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
他に質疑はございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終ります。  
お諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第7号は報告のとおり承認することといたします。



次に、日程第24、報告第8号、給食等の放射性物質の検査結果についてを議題といたします。学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第24、報告第8号、給食等の放射性物質の検査結果について御報告を申し上げます。

平成24年2月1日の給食1食分と中学校ランチルームのランチ1食分、牛乳の3検体を財団法人日本食品分析センター多摩研究所に検査依頼をいたしました。検査内容は、放射性物質セシウム137、セシウム134、ヨウ素について、ガンマ線スペクトロメータ法の分析機で測定をいたしました。検査結果は、セシウム137、セシウム134、ヨウ素について、定量下限値1キログラム当たり20ベクレル以下で、3検体とも「検出せず」との結果でございました。

なお、保護者へは2月10日にチラシにて周知をし、同時にホームページで公表いたしております。また、3月1日号の市広報にも掲載する予定でございます。なお、今後の対応でございますが、食材の暫定規制値の見直しが進められており、より厳しい基準値案が取りまとめられるところでございます。それを踏まえ、国から新たな基準、方針が示されると考えられますので、当面は検査等は実施せず、今までどおり食材の産地について公表を続けていきたいと思っております。

以上、説明でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

他に質疑はございませんか

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第8号は報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、平成24年度福生市教育委員会指導事業予定について指導主事より御説明願います。

指導主事 その他報告事項1、平成24年度福生市教育委員会指導事業予定につきまして御説明します。

平成24年度に開催の主な行事や連絡会、研修会等の予定を一覧でお示しいたしました。今後、最終調整を行い決定したものを4月当初に教育委員の皆様にお渡しすることといたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいいたします。

資料に「特支学級」等、表記が略してありますがスペースに入らないのはわかるのですけれども、略したなりの注釈を入れる等の工夫をお願いします。

次にその他報告事項2、第3回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートについて指導主事より御説明願います。

指導主事 第3回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートにつきましての御案内でございます。当日は教育委員の皆様にも会場に足をお運びいただきますよう重ねての御案内をさせていただいております。今後、プログラム等完成いたしましたらお送りさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいいたします。

ないようですので、その他報告事項3、平成24年度青少年海外派遣事業の募集についてについて生涯学習推進課長より御説明願います。

生涯学習推進課長 それでは、その他報告事項3、平成24年度の福生市青少年海外派遣事業の募集についてでございます。平成24年度の派遣先もアメリカ合衆国ワシントン州シアトル市でございます。派遣期間は、平成24年7月25日から8月7日までとさせていただきます。また、昨年度に続き、今年度も全市的に保護者及び国公立、私立生徒も対象とした全市説明会を行います。なお、募集につきましては、平成24年2月15日から3月15日までを募集期間とさせていただきます。事前研修及び現地研修につきましては、ほぼ例年どおりでございます。

以上で説明とさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいいたします。

ないようでしたら、その他報告事項3を終ります。

その他報告はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終ります。

ここで、先程、日程についてお諮りいたしました、日程第12、議案第12号及び日程第13、議案第13号についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。

関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩